

# 社員総会運営規則

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 12 月 19 日改訂

平成 31 年 3 月 26 日改訂

令和元年 6 月 25 日改訂

(目的)

**第 1 条** この規則は、定款第 3 章に関して、社員総会の運営について必要な事項を定める。

(招集の手続)

**第 2 条** 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 代理人による議決権の行使について、代理権及び代理人を証明する方法その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (4) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
  - ① 役等の選任
  - ② 役員等の報酬等
  - ③ 事業の全部の譲渡
  - ④ 定款の変更
  - ⑤ 解散、合併及び残余財産の処分

(議決権行使に関する基準日)

**第 3 条** 当該事業年度の末日現在における正会員を、その事業年度に関する定時社員総会において議決権を有する社員とする。

- 2 臨時社員総会の場合、理事会による当該社員総会の招集を決議した日における正会員（ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 37 条第 2 項による社員総会の招集の場合は、同条第 1 項に基づき当該社員総会の招集を請求した日における正会員）を当該社員総会において議決権を有する社員とする。

(正会員等の出席)

**第 4 条** 社員総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

- 2 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

(正会員以外の者の出席)

**第 5 条** 社員総会の開催にあたっては、出席正会員を収容可能な会場を設営し、議事運営に

- 必要な職員等を配置する。
- 2 前項職員は、この協会の事務職員とする。
  - 3 会長が社員総会運営上必要と認める者は出席することができる。

(議長)

**第6条** 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
  - (1) 正会員として出席した者であって、定款第19条に規定する議決権を有しないことが判明した者
  - (2) 議長の指示に従わない者
  - (3) 社員総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議事に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言の制限、撤回又は中止をさせることができる。

(定足数の確認)

**第7条** 議長は、社員総会の開会に際し、第5条に基づき配置した職員に出席者数を確認させ、定足数の充足を担当役員に報告させなければならない。

(開催時刻の繰り下げ)

**第8条** 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開催時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた理由及び新たな開催時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

**第9条** 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

**第10条** 議長は議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対してその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めた場合には、議長の許可を得て、理事及び監事は当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由

があると場合として法務省令で定める場合は、議長が認める場合はこの限りではない。

- 3 正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

#### (議題の審議)

**第11条** 議題について発言があるときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

#### (議事進行動議)

**第12条** 正会員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは、採決を行うことなく直ちに却下することができる。

#### (採決)

**第13条** 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議をした議題については、一括して採決することができる。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、別に定める申し合わせに基づき、候補者ごとに採決を行わなければならない。
- 4 前号決議において、役員が欠けた場合又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の役員を選任することができる。
- 5 前号の決議は、当該議決後最初に開催される定時社員総会の開始の時まで効力を有するものとする。
- 6 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 7 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 8 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 9 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることとはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

#### (出席した正会員の議決権の数)

**第14条** 社員総会の決議については、次の数の合計を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員本人の議決権の数
- (2) 代理人による議決権の数

(採決結果の宣言)

**第15条** 議長は、採決が終了した場合には、その結果ならびにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

**第16条** 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

**第17条** 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

- 2 前項の場合、延期又は継続の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。
- 4 社員総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(閉会)

**第18条** 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

**第19条** 社員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、末尾に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また議長及び議事録作成者はこれに記名押印しなければならない。

(規則の改廃)

**第20条** 本規則の改廃は、社員総会の決議による。

附則

1. 本規則は、平成28年4月1日から施行する。
2. 本規則は、臨時社員総会による定款変更のため、平成28年12月19日に改訂する。
3. 本規則は、自主規制に関連する事項の削除等による定款変更のため、平成31年3月26日に改訂する。
4. 本規則は、議決権行使に関する基準日の明確化のため、令和元年6月25日に改訂する。

## 社員総会の議事録に記載すべき事項

1. 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は社員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
2. 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
3. 社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
4. 社員総会に出席した理事、監事の氏名
5. 社員総会における議長の氏名
6. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名